

第3編 大規模事故災害編

※本編は大規模事故災害の対策計画を定めるが、本編に記載のない必要な対策については「第1編 震災編」に準ずるものとする。

第1章 大規模事故発生又は事故発生報覚知時の 情報連絡等

《対策の体系・担当》

第1節 大規模事故等の情報連絡	災対部本部班
第2節 所管部の対応活動、報告	災対部本部班

第1節 大規模事故等の情報連絡

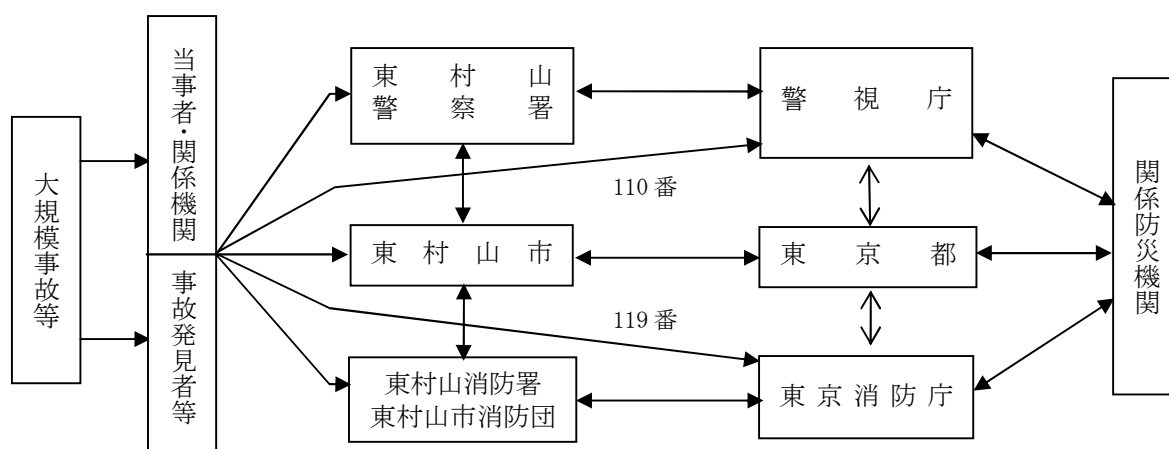
1 防災安全課への連絡

大規模事故等を発見、又は発生したとの情報を得た職員は、直ちに所属長及び防災安全課へ第一報を連絡する。この場合、確認・未確認の別をあわせて伝える。

なお、勤務時間外については、宿直警備員が防災安全課長に連絡する。

2 関係機関等との情報連絡

防災安全課は、大規模事故等の発生を知ったときは、関係機関等から情報を収集するとともに、環境安全部長へ報告し、その指示のもと関係部署へ連絡して、応急的な対策の早期実施を図る。



関係機関との情報連絡経路

3 初動時の市長への報告

環境安全部長は、市長へ報告し、その指示のもと状況に応じた応急対策実施体制を確立するために必要な措置について防災安全課へ指示するとともに、市長からの指示事項等を各部長へ伝達する。

第2節 所管部の対応活動、報告

危機事象が発生した場合は、当該危機等に関する所管部が適切な対応活動を行うとともに、危機に関する被害状況等を、所管課を主体として調査し、防災安全課に報告する。

第2章 活動体制

《対策の体系・担当》

第1節 市災害対策本部の組織・運営	各部・各班
第2節 応急対策本部の設置	各部・各班
第3節 市職員の活動体制	各部・各班
第4節 防災関係機関の活動体制	防災関係機関

第1節 災害対策本部の組織・運営

震災編第3部第1章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

第2節 応急対策本部の設置

1 設置及び廃止基準

市長は、市災害対策本部（以下「市本部」という。）の設置に至らない段階において、必要と認めるときは、環境安全部長を本部長、総務部長及びまちづくり部長を副本部長として、応急対策本部を設置する。

なお、設置及び廃止基準は、以下のとおりとする。

区 分	応急対策本部の設置、廃止基準
設 置	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況等が消防庁の火災・災害等即報要領の即報基準に該当するとき ○即報基準（一般基準、個別基準）に該当しないが、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるとき ○その他事故の状況等により、必要があると認めたとき
廃 止	<ul style="list-style-type: none"> ○災害のおそれが解消し、応急対策活動が概ね終了したと認めたとき ○災害のおそれが拡大し、市本部が設置されたとき

2 応急対策本部の組織・活動等

応急対策本部は、情報連絡体制の要員をもって構成する。組織及び分掌事務については、市本部の規定に準ずる。各部は、分掌事務に応じた警戒・予防活動及び応急対策活動を行う。

なお、各部の職員配備態勢については、活動内容及び被害状況等を考慮して各部長が異なる配備を指示することができるものとする。その場合、その旨環境安全部長へ報告する。

第3節 市職員の活動体制

震災編第3部第1章第2節「職員の活動体制」に準ずる。

第4節 防災関係機関の活動体制

1 責務

大規模事故等が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び市が実施する災害応急対策が円滑に行われる

よう、その業務について協力する。

2 活動体制

本部長（市長）は、市本部及び防災関係機関相互の連携を図るため必要と認めたときは、警察、消防、ライフライン機関等に対し、本部連絡員を市本部（本部長室）に派遣するよう要請する。

なお、各機関の本部連絡員は、可能な限り無線機等を持参し、所属機関との連絡に当たる。

指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

3 現地連絡調整所

列車の脱線事故や航空機の墜落等の大規模事故により多数の死傷者が発生した場合、災害現場では、被害を最小限にするため、複数の関係機関が制約された時間の中で、相互の役割を明確に認識し、応急対策活動を実施する必要がある。

そのため、都は災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者ならびに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、現地連絡調整所を設置する。

防災安全課は、必要に応じて、都総務局に対し、現地連絡調整所設置を要請するとともに、設置決定の連絡を受けたときは、これに即応する態勢を確保する。

なお、現地連絡調整所の組織、連絡調整事項は、以下をめやすとする。

区 分	内 容
組 織	都、事故発生地区市町村、警視庁、東京消防庁等消防機関、自衛隊、医師会、日本赤十字社東京都支部、事故当事者機関（鉄道事業者等）、消防団 等
連 絡 調 整 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○災害現場の状況把握 ○警戒区域の確認 ○各機関の役割分担、分担区域の確認 ○各機関の部隊派遣状況及び見込み ○被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整 ○軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整 ○重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送含む。） ○遺体の搬送及び安置場所等の調整 ○各機関が発表する広報内容の確認等 ○民間施設等の使用に関する調整 ○臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整 ○その他、各機関が必要とする事項

第3章 情報の収集・伝達

震災編第3部第2章「情報の収集・伝達」に準ずる。

第4章 災害救助法の適用

震災編第3部第3章「災害救助法の適用」に準ずる。

第5章 相互応援協力・派遣要請

震災編第3部第4章「相互応援協力・派遣要請」に準ずる。

第6章 消防活動

震災編第3部第5章第1節「震災消防活動」に準ずる。

第7章 危険物事故の応急対策

《対策の体系・担当》

第1節 石油类等危険物貯蔵施設等の応急活動	関係各班、東村山消防署
第2節 高圧ガス貯蔵施設の応急活動	関係各班、東村山消防署、東村山警察署
第3節 火薬類保管施設の応急活動	関係各班、東村山消防署
第4節 毒物・劇物取扱施設の応急活動	関係各班、東村山消防署、多摩小平保健所
第5節 放射線使用施設等の応急対策	関係各班、東村山消防署、多摩小平保健所
第6節 危険物輸送車両の応急対策	関係各班、東村山消防署、東村山警察署
第7節 原子力災害の応急対策	関係各班、東村山消防署、多摩小平保健所

第1節 石油类等危険物貯蔵施設等の応急活動

機 関 名	対応措置
市	<p>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する避難の勧告又は指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 情報提供 6 関係機関との連絡
市 (下水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 石油毒劇物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、東村山消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 2 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。 3 都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。
東京消防庁 (東村山消防署)	<p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。</p> <p>また、これらの施設に対する災害応急対策は、震災編第3部の第5章「消防・危険物対策」及び第9章「救助・救急」に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の流出あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動ならびにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 3 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

第2節 高圧ガス貯蔵施設の応急活動

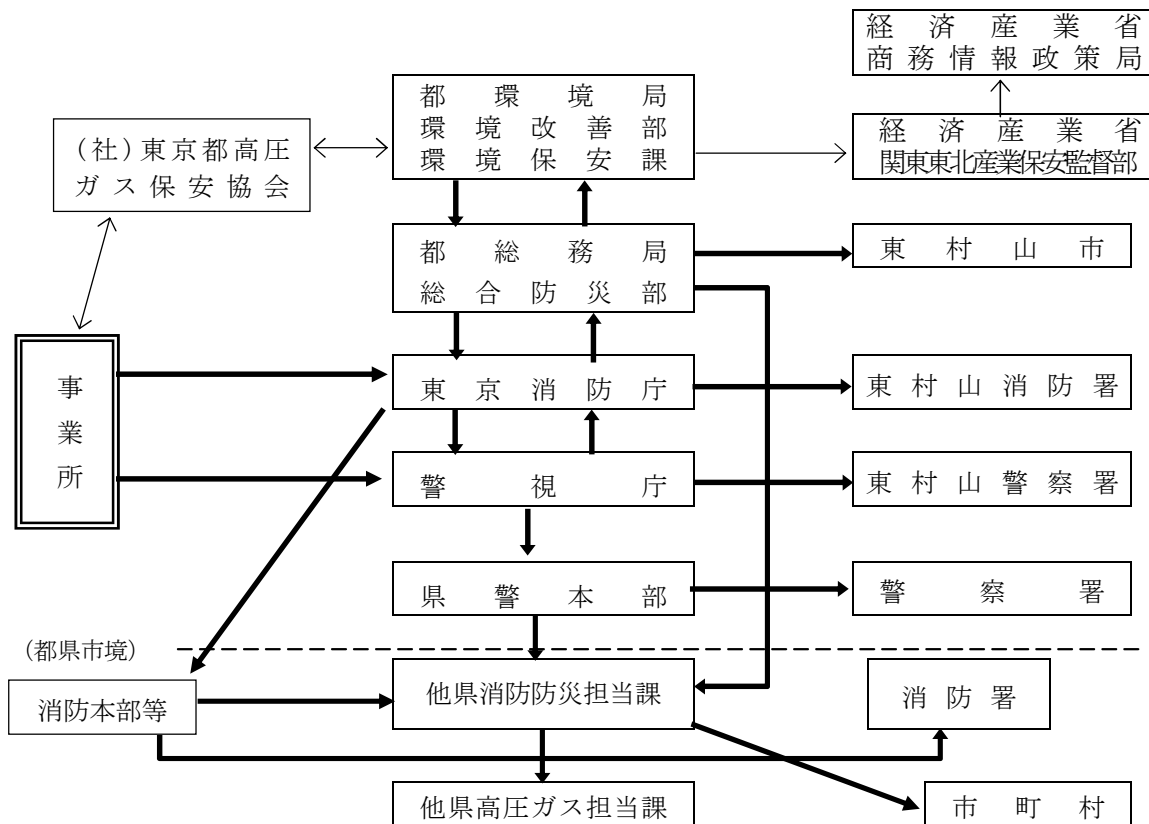
高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいしたときは、当該事業所は全力をあげて防除活動を実施するが、あわせて、被害の拡大を未然に防止するため、関係機関に迅速、的確な通報を行う必要がある。

安全対策の対象とするガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏えいにより隣接する都区市周辺住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」(都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン)とする。

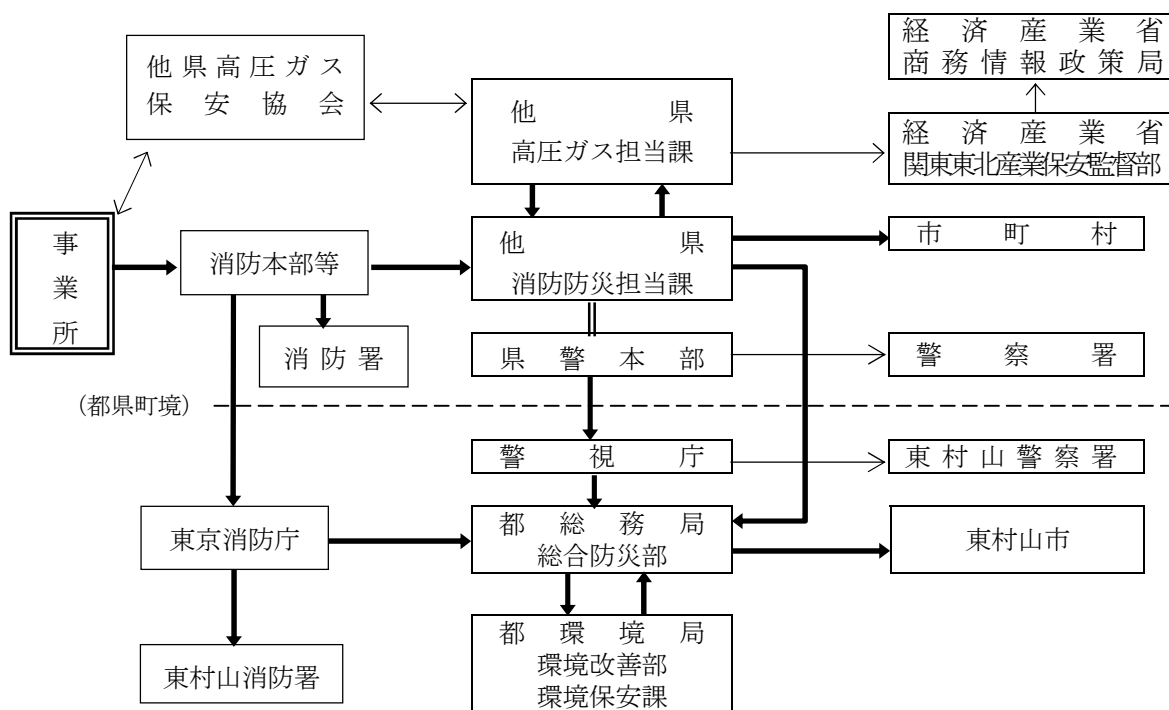
大規模事故編

都県間で事故が発生した場合の連絡通報窓口については、平成4年（1992年）10月に隣接都県間の合意に基づき定められている。

有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりである。



都において事故が発生した場合の通報系統



(注) 太線は基幹ルートである。

隣接県において事故が発生した場合の通報系統

機 関 名	対応措置
市	<p>事故時において必要に応じ、次の措置を行う。</p> <p>1 避難の勧告又は指示 2 避難誘導 3 避難所の開設 4 避難者の保護 5 情報提供 6 関係機関との連絡</p>
都 総 務 局	<p>都県市境周辺で漏えい事故が発生したときは、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。</p>
都 環 境 局	<p>1 事故時における措置</p> <p>(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、正確な情報の把握に努めるとともに直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。</p> <p>(2) 都環境局は、災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害拡大防止等を指示する。</p> <p>2 事故時の緊急出動体制</p> <p>高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所が事故に対応する体制を整えている。</p> <p>防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務としている。</p>
東 京 消 防 庁 (東村山消防署)	<p>1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>2 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。</p> <p>3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。</p> <p>なお、応急対策は、震災編第3部の第5章「消防・危険物対策」及び第9章「救助・救急」に定めるところによる。</p>
警 視 庁 (東村山警察署)	<p>1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。</p> <p>2 市長が避難の指示をすることができないと認めたととき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。</p> <p>3 避難区域内への車両の交通規制を行う。</p> <p>4 避難路の確保及び避難誘導を行う。</p>
商 務 情 報 政 策 局 関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	<p>1 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。</p> <p>2 災害発生に伴い、都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業所に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。</p>

第3節 火薬類保管施設の応急活動

火薬類保管施設等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

なお、市及び東村山消防署その他の防災機関は、高圧ガス貯蔵施設に準じて行う。

機 関 名	対応措置
都 環 境 局	<p>1 正確な情報の把握に努めるとともに、関係機関には事故の状況に応じた緊急措置等を連絡する。</p> <p>2 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の</p>

	<p>強化を指示する。</p> <p>3 火薬類保管施設を有する製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより、緊急措置命令を行う。</p>
--	---

第4節 毒物・劇物取扱施設の応急活動

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

なお、市の応急活動は、高圧ガス貯蔵施設に準じて行う。

機 関 名	対応措置
都 福 祉 保 健 局 (多摩小平保健所)	<p>1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。</p> <p>2 毒物・劇物が飛散、漏えいしたときは、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。</p> <p>3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。</p>
東 京 消 防 庁 (東村山消防署)	<p>1 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>2 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。</p> <p>3 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は、震災編第3部の第5章「消防・危険物対策」及び第9章「救助・救急」に定めるところによる。</p>
都 教 育 庁	<p>発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。</p> <p>1 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知</p> <p>2 出火防止及び初期消火活動</p> <p>3 危険物等の漏えい、流出等による危険防止</p> <p>4 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止</p> <p>5 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底</p> <p>6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等</p> <p>7 避難場所及び避難方法</p>

第5節 放射線使用施設等の応急対策

災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、又は発生する可能性がある場合は、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射線同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行う。

文部科学大臣は、その必要を認めた際、放射線同位元素使用者等に対し放射線障害を防止するた

めに必要な措置を講ずることを命ずることができる。

放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動などにより、放射線障害が発生、又は発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努める。

市及び都における各機関別の応急活動は次のとおりである。

機 関 名	対応措置
市	<p>事故時には必要に応じ調査を行い、次の措置を行う。</p> <p>1 情報提供 2 関係機関との連絡 3 避難所の開設 4 避難の勧告又は指示 5 避難誘導 6 避難者の保護</p>
東京消防庁 (東村山消防署)	<p>放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。また、消防機関は、震災編第3部の第5章「消防・危険物対策」及び第9章「救助・救急」により災害応急活動を行う。</p> <p>1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置</p>
都福祉保健局 (多摩小平保健所)	<p>R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするR I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。</p>

第6節 危険物輸送車両の応急対策

1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機 関 名	対応措置
市	<p>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <p>1 避難の勧告又は指示 2 避難誘導 3 避難所の開設 4 避難者の保護 5 情報提供 6 関係機関との連絡</p>
都環境局	<p>1 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。 2 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。</p>
警視庁 (東村山警察署)	<p>1 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 施設管理者に対し、保安施設、応急資機材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 3 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 4 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。</p>
東京消防庁 (東村山消防署)	<p>災害応急対策は、震災編第3部の第5章「消防・危険物対策」及び第9章「救助・救急」により行う。</p>

商務情報政策局 関東東北産業 保安監督部	1 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ都又は隣接県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害発生時の緊急連絡設備の整備 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

機 関 名	対応措置
市	関係機関と連絡を密にし、必要に応じて住民に対する避難の勧告等の措置を実施
国の各省庁 (原子力規制委員会) (国土交通省) (厚生労働省) (総務省) (環境省) (警察庁) (総務省消防庁) (海上保安庁)	(1) 放射性物質輸送事故対策会議の開催 (2) 派遣係官及び専門家の対応
警 視 庁 (東村山警察署)	(1) 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 (2) 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁 (東村山消防署)	(1) 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 (2) 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都 総 務 局	(1) 事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 (2) 国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
事 業 者 等	(1) 関係機関への通報等、応急の措置を実施 (2) 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施

第7節 原子力災害の応急対策

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設についても原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業所の事故災害に対する重点区域に含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。しかし、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故災害の教訓から、万が一放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合等を想定し、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要があるため応急対策を計画するものとする。

1 情報の収集

市は、都外近隣に立地する原子力発電所や原子力事業所等で特定事象が発生した場合、国、都等から事故の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測、避難対応等の情報を入手する。

2 活動体制の確保

市は、事故の状況等に応じて職員の非常配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等を行い、都や関係機関と密接に連携できる体制を確保する。

3 広報・問合せ対応

市は、防災行政無線、一斉配信メール、ホームページ等で市民等に事故情報の提供を行うとともに、問い合わせ窓口を設置し、市民等からの問い合わせに対応する。

4 モニタリング等

市は都等と連携し、公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農林農産物等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

5 飲食物の安全対策

市は都等と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示等に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づく食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

6 健康対策

市は、都及び医療機関と連携して、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談等を実施する。

7 防護対策

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護する必要がある場合は、市民に対して屋内待避や避難勧告等を行うものとする。

8 復旧対策

(1) 汚染の除去等

市は都と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

市は都と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 風評被害対策

市は都や国と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(4) 廃棄物等の適正な処理

市は都や国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。

第8章 大規模事故時の応急対策

《対策の体系・担当》

第1節 航空機事故	災対部本部班、消防部消防班、東村山消防署
第2節 鉄道事故	東日本旅客鉄道株式会社、西武鉄道株式会社
第3節 ガス事故	災対部本部班、消防部消防班、東村山消防署、東村山警察署、東京ガス株式会社

第1節 航空機事故

1 米軍又は自衛隊の航空機事故

米軍又は自衛隊の航空機事故発生時の対応措置は、次のとおりである。

機 関 名	対応措置							
都、市及び 関係防災機関	米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により関係防災機関は次の活動を行う。							
	1 米軍機・自衛隊機事故被災者救援活動分担表							
	区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	都	市町	施設局
	負傷者 救 援	1 救急活動	○△	●▲	○△	○△	○△	○
		2 救急病院の引受確認		●▲	○△	○△	○△	○
		3 その他（転院等）			○▲	○△	○△	●
	現 場 対 策	1 消火活動		●▲	○△		○△	
		2 警戒区域の設定	○△	●▲				
		3 立入制限、交通整理	●▲	○△	△			
		4 現場保存	●▲	○△	△	○△	○△	○
5 連絡所設置		○△	○△	○▲		○	●△	
6 通信輸送				○▲			●	
財 産 被 災 者 救 援	1 財産保護、警備	●▲		△				
	2 仮住居のあつせん提供			▲	○△	○△	●	
	3 生活必需品支給			▲	○△	○△	●	
備 考	航空事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省の間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われる。 (注) ●は米軍機事故の、▲は自衛隊機事故の主務機関を示す。○は米軍機事故の、△は自衛隊機事故の援助協力機関を示す。							
2 事故時の応急措置								
(1) 緊急連絡通報								
航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。								
ア 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）								
イ 事故発生の日時、場所								
ウ 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無								
エ その他必要事項								
(2) 現地連絡所等の設置								
ア 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。								
イ 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。								
この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。								

<p>警 視 庁 (東村山警察署)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 2 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 3 避難区域内への車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保及び避難誘導を行う。
<p>東 京 ガ ス 株 式 会 社</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、災害の内容に応じて東京ガスの本社、供給部並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故災害の状況・発生場所その他必要事項とする。 2 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた非常災害対策組織による。 3 事故時の応急措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防機関又は警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> ア 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 イ ガス漏れ箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 ウ 状況に応じ、ガスメーターコック、しゃ断装置等によりガスの供給をしゃ断する。 エ 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 オ 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。

第9章 火山対策

《対策の体系・担当》

第1節 情報の収集・伝達示	災対部本部班、災対総務部総務班、災対経営政策部広報班、防災関係機関
第2節 交通・ライフライン対策	東村山警察署、東日本旅客鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、都水道局、災対まちづくり部下水道班
第3節 宅地等の降灰処理	災対資源循環部清掃班
第4節 その他必要な事項	災対健康福祉部救護班、災対市民部物資調達班

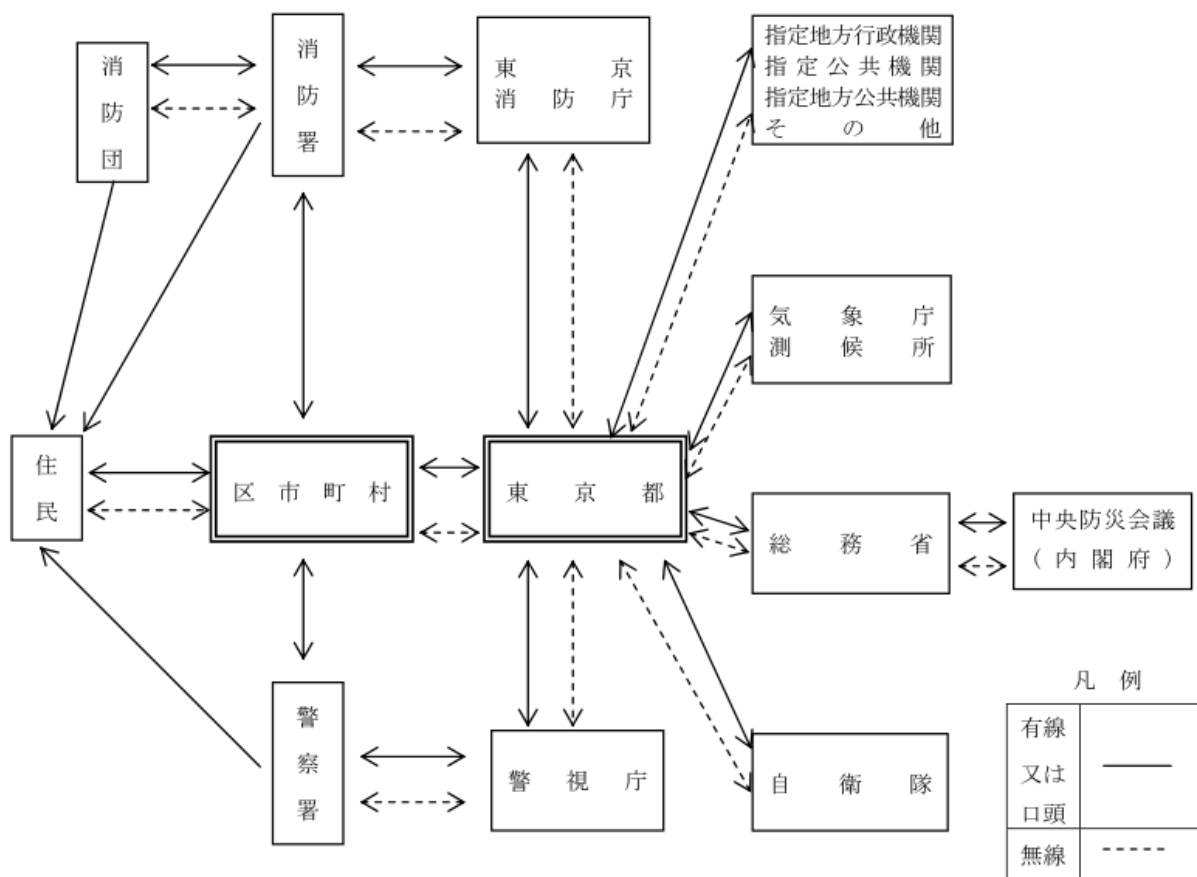
富士山が大規模噴火した場合は市内でも数 cm の降灰が予想され、降灰による健康被害や事故等のが懸念される。このため、富士山等の噴火による降灰を想定し、これに対処するための対策を計画する。

第1節 情報の収集・伝達

1 情報連絡体制

市は、富士山など市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

なお、富士山が噴火した場合は次の系統による情報連絡を行う。



2 市民への広報・問い合わせ対応

市は、降灰予報等により、市域に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を、防災行政無線、一斉配信メール、ホームページ等で市民等に提供する。

また、状況に応じて問い合わせ窓口を設置し、市民等からの問い合わせに対応する。

3 降灰調査

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査する。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

4 被害状況等の調査報告

市及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内または所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達システムにより、都等へ報告する。

第2節 交通・ライフラインの応急対策

1 交通対策

警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等を防止するため、危険箇所の表示や交通規制等に努める。

2 道路対策

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

3 鉄道対策

降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道事業者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

4 水道施設

都水道局は、降灰時に、貯水施設及び浄水施設の応急対策、復旧を速やかに実施する。

5 下水道施設

市は、降灰時に汚水、雨水の疎通に支障のないように必要な措置を講じる。

第3節 宅地等の降灰処理

宅地等に降り積もった火山灰は、次の基本方針により収集、処理を実施する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 火山灰の収集は、原則として、土地所有者または管理者が行う。② 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。③ 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行う。④ 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行う。 |
|---|

第4節 その他必要な事項

1 健康対策

市は、都及び医療機関と連携し、状況に応じて健康相談等を実施する。

2 農地等の対策

市は農業協同組合等の関係団体と連携し、農地や農作物等に付着した火山灰の除去、土壌改良等の指導、支援に努める。

第10章 警備・交通規制

《対策の体系・担当》

第1節 警備活動	東村山警察署
第2節 交通規制	東村山警察署

第1節 警備活動

東村山警察署は、災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動態勢を確立し、関係機関との緊密な連携の下、被災者の救助及び被害の拡大防止にあたる。

東村山警察署の行う警察活動は、概ね次のとおりとする。

機 関 名	対応措置
東 村 山 警 察 署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集 2 被災者の救出救助及び避難誘導 3 行方不明者の捜索及び調査 4 遺体の調査及び検視 5 交通規制 6 公共の安全と秩序の維持

第2節 交通規制

- 1 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- 2 東村山警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

第 1 1 章 避難

《対策の体系・担当》

第 1 節 避難の勧告・指示	災対部本部班、災対経営政策部政策班
第 2 節 避難誘導	消防部消防班
第 3 節 避難所の開設・運営	災対教育部避難所班
第 4 節 その他必要な事項	各部・各班

第 1 節 避難の勧告・指示

1 基準

避難の勧告又は指示の基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 火災が拡大するおそれがあるとき
- (2) 爆発のおそれがあるとき
- (3) 危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき
- (4) その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

2 勧告又は指示

本部長（市長）は、避難の必要を認めるときは、警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難の勧告又は指示を行う。この場合、直ちに知事に報告する。

避難の勧告又は指示に関する詳細は、震災編第 3 部第 6 章第 1 節「避難体制」を参照する。

3 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害発生時において、生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

第 2 節 避難誘導

避難の勧告又は指示をした場合、警察署、消防署の協力を得て、なるべく地区又は町会・自治会単位に、最寄りの安全な避難所に誘導する。

第 3 節 避難所の開設・運営

避難所は、警察署、消防署等との協議により安全が確保できる場所を、あらかじめ市で指定した避難所から選んで開設する。

避難所の開設・運営は、災対教育部避難所 1・2 班が職員を派遣し、施設管理者等の協力を得て実施する。緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、施設勤務職員、教職員等が実施する。

第 4 節 その他必要な事項

その他「避難」の実施にあたって必要となるべき事項は、震災編第 3 部第 6 章「避難」に準ずる。

第 1 2 章 救助・救急対策

震災編第 3 部第 9 章「救助・救急」に準ずる。

第 1 3 章 医療救護等対策

震災編第 3 部第 10 章「医療救護等」に準ずる。

第 1 4 章 遺体の取り扱い

震災編第 3 部第 13 章「遺体の取り扱い」に準ずる。

第 1 5 章 緊急輸送対策

震災編第 3 部第 8 章「緊急輸送」の第 3 節「輸送車両等の確保」に準ずる。

第 1 6 章 応急生活対策

震災編第 3 部第 19 章「応急生活対策」に準ずる。

第 1 7 章 ライフライン施設の応急・復旧対策

震災編第 3 部第 17 章「ライフライン施設の応急・復旧対策」に準ずる。

第 1 8 章 公共土木施設等の応急・復旧対策

震災編第 3 部第 18 章「公共土木施設等の応急・復旧対策」に準ずる。